

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 6月15日現在

機関番号：16401

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530009

研究課題名（和文） 沿岸海域および河川流域の「共」的管理に関する法学的研究

研究課題名（英文） A legal research on fishery rights and their effective use to utilize coastal areas or river fronts

研究代表者

緒方 賢一（OGATA KENICHI）

高知大学・教育研究部人文社会科学系・准教授

研究者番号：00380296

研究成果の概要（和文）：漁業協同組合員、漁業集落民等の漁業関係者が、沿岸海域および河川流域において生業である漁業をすることによって、直接的、間接的にその環境を維持、管理している実態が、高知県および富山県で実施した現地調査を通じて確認できた。また、漁業権の権利の性質について、法解釈上も実態上も旧法時代からの性質を色濃く残していることが確認でき、今日的状況に対応できるよう漁業権の再解釈、再構成について検討する必要性が明らかになった。

研究成果の概要（英文）：In Japan, fishermen have been not only sustaining marine products but also keeping their environmental conditions good through exercising their fishery rights on coastal areas or river fronts. But recently contents of fishery rights are decreasing by depopulation, economical inactivity, and other disadvantages on coastal areas or river fronts. Therefore, we should replace fishery rights to adapt new circumstances and keep common pool resource and its environment sustainable.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	800,000	240,000	1,040,000
2011年度	600,000	180,000	780,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	2,300,000	690,000	2,990,000

研究分野：法社会学、民法

科研費の分科・細目：法学、基礎法学

キーワード：漁業権、コモンズ、沿岸海域、河川流域、管理

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 沿岸海域や河川流域、あるいは森林や牧野といった、地域の共通資源とその利用制度を「コモンズ（commons）」と捉え、その適正な管理を求める動きが環境社会学を中心に起こっていた。コモンズ論は、G. Hardin の

「共有地の悲劇」から川島武宜や戒能通孝の入会（いりあい）研究まで、多くの学問分野の業績を背景として、熱帯雨林やサンゴ礁、草原や里山等、多くの共通資源を対象に様々な研究がなされていた。コモンズ論は環境社会学のみにとどまらず、社会科学諸分野に広

がり、共通する問題関心として「公・共・私」という3つの枠組みの中の「共」的な部分に注目していた。

(2) コモンズに代表される地域の共通資源の管理を考える際、沿岸海域および河川流域は有力な研究対象の一つであった。

沿岸海域では、伝統的な漁業集落の入会慣行が近代化の過程の中で整備された漁業権に基づき漁業が行われてきた一方、近年ではレジャーの利用も盛んになり、沿岸海域というコモンズに複数の関係者の利害が競合し、新たな管理のあり方が求められていた。

一方、河川流域には、伝統的には慣行水利権や内水面漁業権といった私権が存在していたが、今日では河川法による国家の一元管理が実現している。しかし、ダム開発による環境問題等が課題として認識され、河川行政への市民参加が志向され、河川法改正による流域委員会等への市民参加が実現した。また、河川流域という「コモンズ」に一般市民がアクセスを求め、例えば親水権といった新たな権利を求める動きがあり、市民的な河川の利用と管理が志向されていた。

さらに、河川流域と沿岸海域はつながっており、両者にまたがる問題として、上流域の開発により下流部および沿岸海域に環境被害が起こっており、その解決も求められていた。

## 2. 研究の目的

(1) 従来の漁業入会あるいは漁業権に基づく沿岸海域の管理が、海のコモンズの競合状況を克服し、新たな利用秩序形成を行いうるのか、それとも新たな枠組みによる管理が求められるのか、という課題を、現地調査および文献研究に基づいて検討する。

漁業権、特に共同漁業権の現状を、権利の帰属主体である漁業共同組合の実態とともに

に明らかにする。

(2) 河川法上の流域委員会の位置付けおよびその運営実態を明らかにし、市民的な河川環境改善の試みの実態を踏まえて検討し、河川のコモンズの管理に求められる条件を明らかにする。

また、公害等調整委員会が河川流域および周辺海域全体の問題解決に果たし得る役割を明らかにし、沿岸海域も含めた流域全体の管理手法に必要な条件についても検討する。

## 3. 研究の方法

(1) 沿岸海域および河川流域を現地調査の検討対象地域とし、漁業法、水産業協同組合法、河川法、民法等の関連法に関するヒヤリングを関係者及び関係団体に実施する。沿岸海域についての現地調査は研究代表者と分担者が常勤職を務める高知県および富山県を中心に行う。高知県はカツオ漁（一本釣り漁および引き縄漁）、富山県はブリの定置網漁が盛んであり、漁業者も多く、また、それぞれ太平洋と日本海に面しており、比較対象としても適当である。

河川についての現地調査は高知県においては四万十川流域、富山県においては黒部川流域を中心に行う。四万十川は最後の清流と呼ばれ、また今日でも川漁師が存在するなど、内水面漁業が盛んに行われ、内水面漁業権の実態を知る上で重要な検討対象である。一方黒部川は、電源開発が盛んで流域には複数の排砂式ダム（出し平ダム、宇奈月ダム）があり、ダムからの排砂によって河川流域のみならず沿岸海域にも漁業被害が発生し、一部被害については訴訟にもなっており、重要な検討対象である。また、河川流域と沿岸海域を一体的に捉えるという本研究の基本的視座にも合致する。

また、現地調査は法社会学的な調査手法で

行い、法社会学を専攻する大学院生等も参加させ、調査に関する知識・技能の継承を図る。

(2) 関連する文献研究を現地調査と平行して行い、漁業権の法解釈学上、判例法上の今日的な位置づけを検討する。沿岸海域、河川流域のコモンズとしての位置づけと管理のあり方について検討する。

(3) 現地調査および文献研究の中間的な成果を研究組織全体で共有するため、研究年度末に研究会を実施し、漁業権に基づく沿岸海域・河川流域の管理のあり方、漁業補償訴訟の射程について検討する。最終年度には総括研究会を実施し、研究成果をとりまとめるとともに今後の研究課題を明らかにする。研究会には代表者、分担者のほか、連携研究者にも参加を請い、漁業権について、沿岸海域・河川流域の管理について多角的な視点から総合的に検討する。

#### 4. 研究成果

(1) 共同漁業権、定置漁業権等、沿岸海域に設定されている漁業権についての実態調査を高知県および富山県において実施した結果、漁業権の再解釈、あるいは漁業権の再構成が必要であることが明らかになった。

また、そうした権利の変更等を契機とした漁業協同組合、漁業集落等による沿岸海域の適正管理の実現可能性について検討することができた。

上記研究の成果を雑誌論文④および図書①として公表した。

(2) 排砂式ダムの排砂によって流域から沿岸海域までの広範囲に渡って発生した漁業被害について、黒部川流域・富山湾沿岸において関係者に聞き取りをするなどした現地調査および調査と平行して行った訴訟経過の検証により、河川流域および沿岸海域を一体のものとして捉え、管理する必要がある

ことを確認することができた。

内水面漁業権(第5種共同漁業権)に基づく河川流域の資源管理の実態を高知県四万十川流域および富山県黒部川流域において調査し、河川流域における資源の適正管理の可能性を検討することができた。

上記研究によって得られた知見をもとに共同漁業権のあり方を検討し、その成果を雑誌論文①として公表した。

(3) 研究者を目指す大学院生を現地調査に同行させ、法社会的な調査手法を実地に学んでもらうことで、調査技術を後進に伝えることができた。

2年間現地調査に同行した早稲田大学大学院法学研究科博士後期課程の外山浩子氏は、大学非常勤講師の職を得、研究者としての第一歩を踏み出した。

(4) 漁業権の実態を調査する中で、権利の外形(漁業権免許の免許数や免許内容等)に大きな変化はなくとも、漁業権者の減少等によって権利の内実(権利者の数や具体的な権利行使の実態等)が空洞化し、沿岸海域の管理に支障を来しかねない事態が生じていることが明らかになった。

こうした現象を「権利内実の空洞化」と捉え、漁業権以外の入会権や所有権等の権利について、その外形(法文上の規定)と内実(権利行使の実態)をみると、農地においては不在地主所有地の耕作放棄問題があり、林地においては放棄林の存在が周辺林野の管理・利用に支障をきたしている問題があり、漁業権と同様の状況にあることが確認できた。

上記知見に基づき農地について調査・研究した成果の一部を、雑誌論文②および図書③として公表した。

(5) 研究全体の総括として、漁業権の法文上の規定と利用の実態に大きな乖離があり、権利主体の構成や権利行使のあり方等、漁業

権制度全般にわたって見直すべき状況にあるとの見解を得た。

上記見解を学会発表(1)において公表した。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計4件)

① 山下昭浩・緒方賢一、共同漁業権論争の現在の地平 —総有説の構造と機能、高知論叢、107号、印刷中、2013、査読無。

② 緒方賢一、2009年農地法改正における遊休農地対策規定とその適用の現段階、高知論叢、106号、75-103、2013、査読無。

③ 上地一郎、旧慣諸制度の解体と日本への制度的統合—明治32年沖縄県土地整理事業の再定位—、高岡法学、31号、1-66、2013、査読無。

④ 緒方賢一、漁業権による沿岸海域の管理可能性 —高知県の現状から—、高知論叢、98号、89-113、2010、査読無。

[学会発表] (計1件)

(1) 緒方賢一、漁業権の今日的ありかた—高知県を素材として、日本農業法学会、2013/6/15、早稲田大学(東京)。

[図書] (計3件)

① 松本充郎、緒方賢一、ナカニシヤ出版、変容するコモンズ、2012、301(緒方43-66、松本67-82、167-186、松本・緒方・他245-276、松本・他277-288)。

② 高橋満彦、生物多様性 JAPAN、日本の植物保全：2010年目標の成果と2020年目標に

向けての対応、2012、109(74-81)。

③ 緒方賢一、農山漁村文化協会、地域農業の再生と農地制度、2011、332(252-276)。

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

○取得状況 (計0件)

[その他]

ホームページ等

#### 6. 研究組織

(1) 研究代表者

緒方 賢一 (OGATA KENICHI)

高知大学・教育研究部人文社会科学系・准教授

研究者番号：00380296

(2) 研究分担者

山下 昭浩 (YAMASHITA AKIHIRO)

高岡法科大学・法学部・准教授

研究者番号：40329355

(3) 連携研究者

松本 充郎 (MATSUMOTO MITSUO)

大阪大学・大学院国際公共政策研究科・准教授

研究者番号：70380300

高橋 満彦 (TAKAHASHI MITSUHIKO)

富山大学・人間発達科学部・准教授

研究者番号：10401796

上地 一郎 (UECHI ICHIRO)

高岡法科大学・法学部・准教授

研究者番号：60534401